

# 地域連携からみる中学校美術教育の歴史的変遷 — 学習指導要領を通しての考察 —

志 藤 浩 仁

## Abstract

The purpose of this study is to analyze the history of “community cooperation” in art education at junior high schools through the scope of the Course of Studies, teaching guidelines issued by Ministry of Education after WWII. It is clearly shown that the cooperation between a school and other educational institutions in the local community, such as fine art museums, has been shifted from their separate involvement to more productive bilateral collaboration. They used to try to yield educational benefits separately from their own standpoints, but currently both work collaboratively by taking advantage of respective strengths more efficiently. This study has also found that it is required to build sustainable systems of collaboration between the schools and their communities for further cooperation.

キーワード……美術教育 中学校 地域連携 学習指導要領 歴史

## 1. はじめに

今、中学校では教育目標を達成するために、地域の教育資源を活用することが求められている。学校、家庭、社会教育施設など地域のさまざまな組織が連携・協力すればより良い教育活動が実現するのは容易に予想できる。それは中学校美術教育においても同じである。だが、中学校美術教育と地域の関連を踏まえた学習活動のあり方はまだ手探りの状況にあり、現段階ではシステム構築が最大の課題であるといえよう。

地域の教育資源を活用した中学校美術教育のシステムを考える上で、まずは我が国の中学校美術教育が地域とどのような関わりを求めてきたのか（或いは求められてきたのか）、歴史的変遷を確認する作業が必要である。そこで、本研究では中学校美術科が地域（美術館等の社会教育施設を含む）とどのような関わりを求められてきたかをもとに、両者の今後のあり方を示すのを目指すものである。

具体的には昭和 22 年学習指導要領図画工作編・試案（以降本稿では、昭和 22 年版と記述）、昭和 26 年改訂版中学校高等学校学習指導要領図画工作編・試案（以降本稿では、昭和 26 年版と記述）、昭和 33 年告示中学校学習指導要領第 2 章第 6 節美術（以降本稿では、昭和 33 年版と

記述）、昭和 44 年告示中学校学習指導要領第 2 章第 6 節美術（以降本稿では、昭和 44 年版と記述）、昭和 52 年告示中学校学習指導要領第 2 章第 6 節美術（以降本稿では、昭和 52 年版と記述）、平成元年告示中学校学習指導要領第 2 章第 6 節美術（以降本稿では、平成元年版と記述）、平成 10 年告示中学校学習指導要領第 2 章第 6 節美術（以降本稿では、平成 10 年版と記述）、平成 20 年告示中学校学習指導要領第 2 章第 6 節美術（以降本稿では、平成 20 年版と記述）を概観し、学習指導要領にみる地域を活用した中学校美術教育の歴史の変遷をたどる。その後、美術館・博物館を含む地域と連携した中学校美術のあり方を提示したい。

昭和 22 年版、昭和 26 年版は試案として示されたものであるため法的拘束力がなかった。だが、その後の学習指導要領が作成される上で起点となったものである。したがって本章では研究上取り上げることとする。

また、学習指導要領では地域の範囲を示していないが、本研究では中学校を設置する地方公共団体の範囲内としたい。

## 2. 学習指導要領の変遷

### (1) 各学習指導要領の概観

昭和 22 年版は、戦後間もなくアメリカ合衆国バージニア州のコース・オブ・スタディーの影響を受け作成された。全教科を通じ経験主義や単元学習が重視された内容となっているのが大きな特徴である。それを、さらに精緻化したものが昭和 26 年版である<sup>2)</sup>。先に述べた通り両者とも試案として提示されたものであり、現行の学習指導要領と違い法的拘束力が無く、各学校・教員の裁量の幅が大きかった。

昭和 33 年 8 月学校教育法施行規則の一部が改正され、学習指導要領は教育課程の基準として文部大臣が告示するものとなり、昭和 33 年版以降の学習指導要領に法的拘束力が生じた。昭和 33 年版は経験主義（単元主義）への偏り過ぎ、地域間学力差の問題、基礎学力や科学技術教育の振興の必要性を踏まえ系統性を重視した内容となっている。

昭和 44 年版は科学技術の発達、経済・社会・文化などの急激な進展の影響を受け、昭和 33 年版よりもさらに高度な学習内容となった。

昭和 52 年版は「学校生活を全体としてゆとりのあるものにする必要がある」<sup>3)</sup>との答申を受け、教科の学習内容が削減されたが、それまでの系統学習を踏襲している。

平成元年版では、個性をいかす教育を目指し改訂された。教科の学習内容がさらに削減され、「道徳教育の充実」や「社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成」の文言が登場した。

平成 10 年版は「自ら学び自ら考える力」や「各学校が創意工夫を生かし特色のある教育、特色ある学校づくりを進めること」などを改訂のねらいとして示された。「総合的な学習の時間」が新設され、問題解決学習が再び登場する。学校完全週 5 日制の実施に伴う大幅な学習内容と

授業時数の削減があり、それまで選択教科とされてきた英語が必修教科となるとともに、美術や音楽など一部の必修教科の授業時数削減、選択教科の授業時数増加があった。

平成20年版はいわゆる『ゆとり』か『詰め込み』ではなく、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成の両方が必要<sup>4)</sup>、『生きる力』を育むため、学校だけでなく、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組む<sup>5)</sup>を改訂の基本的な考え方とし作成された。「総合的な学習の時間」は大幅な時数削減がなされ、国語、数学、理科、社会、英語、保健体育の時数は増えた。平成10年版で削減された必修教科の美術の時数は回復することなく、選択教科の美術は消滅したため、美術科は実質的授業時数減となった。

戦後我が国の中学校学習指導要領は問題解決学習から系統学習へのシフトが起り、約40年の系統学習重視の期間を経た後に再び問題解決学習が見直される動きが出ている。

## (2) 地域との関連について

### ①昭和22年版

昭和22年版における美術の教科名は第1学年から第9学年の中で図画工作として位置づけられている。そのうち第7学年から第9学年が現在の中学校第1学年から第3学年に該当することとなる。

昭和22年版では地域(学校外)を活動の場とする題材例として「日本間の室内設備・洋間の室内装飾・教室その他の室内設備・住宅の間取りと、敷地内の諸施設との計画・作品展覧会の施設計画・その他の展覧会の施設計画・学校博物館の施設計画・郷土室の施設計画・屋外の諸展示計画・商品の陳列・ショーウィンドの計画展示など」<sup>6)</sup>が示された。ポスター制作など美術作品の制作だけにとどまるのではなく、美術作品も含め空間全体を総合的にデザインする題材である。「住宅」、「郷土室」、「商品の陳列」、「ショーウィンド」の文言に象徴されるように学校外での活動を意識している題材が少なからず存在する。

また第9学年(中学校第3学年に相当)の生活と美術の関わりでは「現在のわれわれの家庭生活や、社会生活において、絵画・彫刻その他の造形芸術がいかに利用されており、生活とどんな関係をもっているかについて調べ、われわれの生活から、いっさいの美術を取り去ったならば、その結果はどうあるかについて研究する」<sup>7)</sup>と記されている。ここでも、美術作品そのものだけを取り上げて学習するのではなく、学校、家庭、地域の実生活場面を構成する一部として美術作品を位置づけ、その存在意義について探求的に学習を進めるよう構成されている。学習内容は極めて難しいものといえるが、義務教育最終学年で生活と美術の関わりを探求的に学ばせようとしている点は興味深い。

### ②昭和26年版

昭和26年版でも教科名は図画工作とされた。学年の位置付けは現在と同じ中学校第1学年から第3学年となる。昭和26年版では地域の活用を求める記述を昭和22版よりもさらに多く見

つけることができる。

中学校図画工作科の教育目標は2つ設定されており「生徒を個人としてできるだけ完成する助けとして」<sup>8)</sup>と「生徒を社会人および公民としての完成の助けとして」<sup>9)</sup>とした。後者の目標にさらに具体的な諸目標が示され、その中の一つとして「創造的な表現力を、社会生活に活用する技能を発展する」<sup>10)</sup>が記された。ここでは「創造的な表現力を、家庭生活の美化・改善に活用する技能を発展すること」<sup>11)</sup>、「創造的な表現力を、地域社会の美化・改善に活用する技能を発展すること」<sup>12)</sup>とし、家庭、地域社会を場とした美術の表現活動の具体的な目標が提示された。

絵画表現の学習のねらいは「描画の学習によって得た表現力を、個人生活や社会生活に役立てるようにする。たとえば描画能力を余暇を有効に過ごす助けとするとか、描画によって養われた美的情操を、家庭生活・学校生活・社会生活などの環境の美化・改善に役立てるようなものをさす」<sup>13)</sup>とされ、ここでも家庭・学校・地域での実生活との関わりを求める記述がある。

図案の学習のねらいは「だれにでも必要な程度の図案の技能を発展させ、それを实际生活に適用する能力を発達させる」<sup>14)</sup>とされた。第3学年では地域の公共の場をデザインするとともに、地域に活動の場を求める題材として、「小公園緑地帯などの設計」<sup>15)</sup>、「地域社会の美化改善などの中から地域の実情に応じて選ぶ」<sup>16)</sup>が提示された。

昭和26年版に示された「配置配合」では生活を美化するための物の配置のあり方を学習するものがある。生活場面の中で効果的な美術作品の配置を考えるだけでなく、会議のための座席配置及び花の展示について、生活場面における機能と美の両立をめざした配置のあり方を探求する。第3学年では「地域社会の環境の改善美化のために、いろいろな施設や道路・住宅その他のものをどのように配置配合するかの研究」<sup>17)</sup>が設けられた。題材例として「小公園や緑地帯、こども遊園地などの計画、できればその模型」<sup>18)</sup>、集落の「環境の改善のための計画、できればその模型」<sup>19)</sup>が挙げられている。ここでも、地域と関連した題材が設定されている。

昭和26年版の義務教育最終学年ではそれまでに習得した美術に関する諸能力を活かし地域社会を美的観点で改善するための学習で締めくくられている。

### ③昭和33年版

昭和33年版では第3学年の目標の一つに「地域社会の環境美化について関心をもたせる」<sup>20)</sup>の記述がある。だが、地域を活動の場とする学習、或は美的観点で改善する学習はほぼ消滅した。わずかにA表現の「美術的デザイン」の物の配置配合の中に「展覧会展示の配置配合、地域社会の環境美化など、適宜選んで指導する」<sup>21)</sup>や指導上の留意事項に「地域社会の環境の実態の上に立って、これらを美化する基本的な事項を説明したり、できればこれに関する模型などを共同製作させたりして、指導することも考えられる」<sup>22)</sup>の記述があるのみである。昭和33年版では問題解決学習から系統学習への転換、技術・家庭の「技術」分野の創設により、機能や技法を学ぶ教科と美を学ぶ教科へ細分化された。

#### ④昭和44年版

昭和44年版では昭和33年版以上に地域との関連が薄い内容となっている。第2学年の鑑賞の中に「郷土の美術品に関心が高まること」<sup>23)</sup>にかろうじて地域との関連をおおむねの記述を見つけることができる。昭和33年版まで存在した地域を活用したり、題材としたりする学習は消滅し、系統学習の影響がさらに色濃く反映されている。

#### ⑤昭和52年版

昭和52年版では昭和44年版の第2学年の鑑賞に記された「郷土」の文言も消滅し、目標及び内容の中に地域との関連に関する記述が完全に消滅した。昭和44年版よりもさらに地域と中学校の距離が開き、美術室内で活動が完結する学習活動となった。

#### ⑥平成元年版

平成元年版では昭和52年版同様、目標及び内容の中に地域との関連に関する記述がない。ただし、指導計画の作成と内容の取り扱いの中に「表現のための材料などについては、地域にある身近な材料なども取り上げるようにすること」<sup>24)</sup>に地域の文言が表れ、学区内で石や植物の実などを採集し表現材料とする事例が出てきた。中学校と地域とのつながりが再現する兆しが見える。

#### ⑦平成10年版

第2学年及び第3学年A表現では「身近な環境について、安らぎや自然との共生などの視点から心豊かなデザインをすること」<sup>25)</sup>と記された。地域の文言は使用されていないが、「身近な環境」を地域ととらえることも可能である。

さらに、指導計画の作成と内容の取り扱いでは「表現の材料や方法などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること」<sup>26)</sup>とされた。平成元年版では表現材料にとどまっていたが、地域を活動の場や題材などとして活用することが示された。

また、選択教科としての美術（以降、選択美術と表記）では「生徒の特性等に応じ多様な学習活動が展開できるよう、第2の内容その他の内容で各学校が定めるものについて、課題学習、伝統工芸など地域の特質を生かした学習、表現の能力を補足的に高める学習、創造的・独創的な芸術表現を追求する発展的な学習などの学習活動を各学校において適切に工夫して取り扱うものとする」<sup>27)</sup>とされ、地域を活用した学習の必要性が明示された。選択美術は実質的に授業者の裁量により指導計画を立案、実践することが可能となった。

平成元年版では必修教科の美術は第2学年で年間35~70時間であったものが、平成10年版では35時間となった。それでも美術をより多く学習したい生徒は必修と選択を合わせ、第2・3学年で週あたり最大で3時間学習することが可能であった。

#### ⑧平成20年版

第1学年B鑑賞では「身近な地域や日本及び諸外国の美術の文化遺産などを鑑賞し、そのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化に対する関心を高めること」<sup>28)</sup>（下線部、筆者加筆）、第

2 学年及び第 3 学年 B 鑑賞では「美術作品などに取り入れられている自然のよさや、自然や身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、安らぎや自然との共生などの視点から、生活を美しく豊かにする美術の働きについて理解すること」<sup>29)</sup>（下線部、筆者加筆）に地域と関連した学習を求める文言を見いだすことができる。

A 表現では「表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること」<sup>30)</sup>と記された。平成 10 年版では「表現の材料や方法」とされていた部分が「表現の材料や題材」へ変更され、地域を題材に取り上げることが加わる表記がなされた。

### (3) 美術館・博物館に関する記述

地域の活用、連携・協力を考える上で社会教育施設である美術館・博物館が果たす役割は大きい。本節では中学校学習指導要領第 2 章第 6 節美術（昭和 22 年版・昭和 26 年版は学習指導要領図画工作編（試案）第七・八・九学年）の中で、中学校美術科が美術館・博物館とどのような関わりを持つことが求められてきたか探る。

#### ①昭和 22 年版及び昭和 26 年版

昭和 22 年版には美術館・博物館に関する記述がない。美術館・博物館の文言が登場するのは昭和 26 年版以降となる。

昭和 26 年版第 II 章、第 2 節図画工作科では、美術館・博物館に関する記述がみられるようになる。

教育課程を編成する上で留意することとして「美術館・博物館をなるべく多く見る機会を与えるように、また適切な鑑賞指導が行われるように努めなければならない。ことに地方で鑑賞指導に不便なところでは、遠足・旅行などを利用して、これらの施設を生かして鑑賞の指導をすることがよい」<sup>31)</sup>が示された。また、付録 4 には美術館・博物館その他に東京国立博物館、京都国立博物館、国立博物館附属美術研究所など 22 の美術館・博物館その他（その他には神社、寺院などの宗教施設）が所在地とともに紹介されている。

#### ②昭和 33 年版

指導計画の作成および学習指導の方針には「美術館、博物館、美術展覧会などの見学などに便利のよい地域や機会があるときは、適当にこれらを利用することが望ましい」<sup>32)</sup>とされた。「望ましい」の表記があるので、ここでは積極的な美術館・博物館の活用を求めている。

地方中核都市の一つ新潟市内を例に過去の美術館の設置状況を見ると新潟市美術館開館が昭和 60 年、新潟市新津美術館開館（開館当時は新津市美術館）が平成 9 年、新潟県立万代島美術館開館が平成 15 年である。昭和 33 年当時、新潟市内には公立美術館が存在せず、美術館を活用した授業実践は困難な状況であった。これは、新潟市内だけでなく我が国の多くの地方都市に当てはまるといえよう。美術館を活用した中学校美術の授業が可能だったのは東京都都心部や京都市など都市部にある学校に限定されていたと考えられる。つまり美術館・博物館の積極

的活用が求められなかったのは、我が国の美術館・博物館の設置状況が乏しかったからであろう。

#### ③昭和44年版

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱いに「第2学年と第3学年においては、我が国および諸外国のすぐれた絵画、彫刻、工芸、建築などの作品から、両学年を通して計画的に選ぶこと」<sup>33)</sup>と記された。昭和44年版では、美術館・博物館の文言が消滅しており、教科書や副教材に掲載された印刷物やスライドを使うことで効率的な学習を行うことを目指した。

#### ④昭和52年版

昭和44年版同様、昭和52年版でも美術館・博物館の文言は無い。学習の内容として、美術作品を大切にすることや、関心をもつこと、時代、民俗、風土などの違いの良さや美しさ、国際理解や親善に果たす役割について理解することが記された。だが、そのための手だてとして美術館・博物館の活用は言及されていない。

#### ⑤平成元年版

過去2回（昭和44年版、昭和52年版）と同様、平成元年版も美術館・博物館の文言は登場しない。指導計画の作成と内容の取り扱いに「校内の適切な場所に鑑賞作品を展示し、随時、鑑賞できるよう配慮する必要がある」<sup>34)</sup>とされた。美術作品を鑑賞する場を美術館等の社会教育施設に求めるまでには及んでいないが、実物の作品を活用した教育活動を求める動きが出て来た。昭和44年版と昭和52年版にはなかった点である。

#### ⑥平成10年版

平成10年版の特徴として各学年とも適切かつ十分な授業時数を「B鑑賞」の指導に配当することが求められた。指導計画の作成と内容の取扱いでは「美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること」<sup>35)</sup>とされた。「総合的な学習の時間」の新設に象徴されるように、体験的な学習が重視されるようになったことの影響が美術科にも及んだものと考えられる。学習指導要領に美術館・博物館の文言が登場したのは昭和33年版以来となる。

#### ⑦平成20年版

平成10年版同様、平成20年版でも指導計画の作成と内容の取扱い(2)内容に関する記述において「美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること」<sup>36)</sup>とされた。記述内容は平成10年版と同じだが、平成10年版での記載順位が5個あるうちの5番目だったものから平成20年版では5個あるうちの2番目へと記載順位が大幅に上位へと移動している。中学校美術の授業において美術館・博物館等の活用をより重視する動きととらえることができる。

### 3. 考察

本章では学習指導要領にみる中学校美術と地域連携の歴史の変遷を「地域との関連」、「美術館・博物館との関連」を視点として考察する。

#### (1) 地域との関連

昭和22年版から平成20年版までの8つの学習指導要領

を「地域との関連」で分類すると表1のように3期に分けることが可能である。本項ではそれぞれの時期を概観する。

##### ①地域活用提案期

地域活用提案期は昭和22年版、昭和26年版の時期が該当する。

家庭や地域など実生活場面の中に課題を求め、美的観点で課題解決を目指す学習活動が盛り込まれた。

とりわけ昭和22年版及び昭和26年版は経験主義、単元学習の性格を色濃く反映した内容となっている。美術（図画工作）の学習目標、学習内容について生徒が自分たちの生活と直結しているのを実感できる教材例が豊富に紹介されている。

図案、配置配合、工作、工芸だけでなく描画（彫刻は無し）においても家庭、地域の生活場面で活用されることが想定されている。学校と家庭、地域とのつながりの中で学習活動が展開されることが求められており、学校と地域の連携が求められる現行の中学校指導要領に通じる部分があるといえよう。

昭和22年版、昭和26年版は戦後間もない時期に提示されたものである。この時期は教育課程や教育の内容が模索されていた時期でもある。また、現在と比べると1クラスあたりの生徒数が多く（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」制定直前の昭和33年の各都道府県の基準の平均では1クラスあたりの生徒数は60人であった<sup>37)</sup>。個に応じた指導が必要となる問題解決学習を1人の教員で60人を相手に実施するのは困難であったと考えられる。

以上のことから現実的には美術（図画工作）の授業では地域を活用する学習活動が展開された

表1 地域との関連からみた学習指導要領の区分

（出所 筆者作成）

| 期        | 学習指導要領 |
|----------|--------|
| 地域活用提案期  | 昭和22年版 |
|          | 昭和26年版 |
| 学校と地域隔絶期 | 昭和33年版 |
|          | 昭和44年版 |
|          | 昭和52年版 |
|          | 平成元年版  |
| 地域連携模索期  | 平成10年版 |
|          | 平成20年版 |



としても、それは極めて稀なケースであったと考えるのが妥当である。この時期に学習指導要領に示された地域を活用した中学校の美術教育の題材は実質的には提案で終わったといえよう。

## ②学校と地域隔絶期

中学校学習指導要領では昭和 33 年版、昭和 44 年版、昭和 52 年版、平成元年版の時期が学校と地域隔絶期に該当する。

昭和 33 年版では教科全体が系統学習へシフトする動きが出てきた。美術では地域社会の環境を美化する基本的な事項を説明したり、可能であれば模型を共同製作したりするなど実生活場面に即した課題に取り組む題材が僅かに残っているが地域を活用した題材の多くが消滅した。

我が国の高度経済成長や科学技術の急激な進展にともない、良質、均質な知識・技能を身につけた人材（労働力）が大量に求められるという社会的背景が中学校美術科にも及んできたといえよう。限られた時間の中で教員が定めた学習のねらい（多くの知識・技能）を生徒が習得するために、効率性が求める学習形態となった。中学校美術の学習内容は絵画、彫塑、デザイン、工芸、鑑賞に細分化され、それぞれが独自の学習目標を持つこととなった。デザインや工芸の学習に実生活と関連づけた学習を見いだすことができるが、地域社会との関わりを意識的に取り入れた題材となっていないのが特徴である。

昭和 52 年版、平成元年版では絵画、彫塑、デザイン、工芸を A 表現とし、鑑賞を B 鑑賞とし大きく 2 つの領域に再編したが、それぞれの関連は不明瞭なままであり、系統学習色が強くそれぞれが独立した学習で構成されている。

平成元年版では、表現のための材料を地域に求めるなど、地域との関わりが再び生まれる兆しが出てきた。だが、活動の場や題材を地域に求めるまでには至っておらず、学校と地域の関わりを意識した美術の教育課程となっていない。

この時期は学校が地域から隔絶された中で美術の授業が展開された。

## ③地域連携模索期

中学校学習指導要領では平成 10 年版と平成 20 年版の時期が「地域連携模索期」に該当する。

先にも触れたが、平成 10 年版では地域の材料や方法、身近なものや伝統的なものも取り上げるとされた。加えて選択教科の美術では授業者の裁量により、問題解決学習や地域の特質を生かした学習活動が可能であり、美術科においても地域との関わりを持つことを求める動きが出た。

だが、全国広範囲で実践されるまでには至っていない。その要因として、学習指導を行う教員自身がそのような授業を受けたことがないため、地域との関わりのある問題解決学習の実践への戸惑いや不安があるからと考えられる。また、法令や国、地方公共団体の支援体制が整っておらず、教員が地域や社会教育施設の理解や協力を得るためには多大な労力を要したことが挙げられよう。

平成 18 年 12 月公布・施行された（改正）教育基本法第 13 条には学校、家庭、地域住民それ

それが教育における責任、連携及び協力を努めることが求められている。法的に学校、家庭、地域の連携が明確に位置づけられるとともに、要求されるようになってきた。その後告示された平成 20 年版では、地域の文言が大幅に増え、美術の表現及び鑑賞活動の中で地域と連携・協力した学習活動が求められることとなった。このことで、地域色を出した中学校美術教育が展開できる環境が整ったといえよう。今後は身近な生活場面に存在する課題を起点とした、その地域でしか養うことができない美的感性を育む題材開発が求められるようになったといえよう。

## (2) 美術館・博物館との関連

学習指導要領に見る中学校による美術館・博物館の活用、連携の歴史は表 2 に示すように 4 つの時期に分けることができる。本項ではそれらを概観する。

### ①先・美術館・博物館活用期

昭和 22 年版の時期にあたる。学習指導要領上には美術館・博物館に関する記述がなされていない。戦後間もない時期であり、政治的、経済的に国内が混乱していた時期でもあり、建築資材など物的資源が困窮していた時期である。この時期は一部の都市を除けば地方に美術館・博物館が設置

表 2 美術館・博物館との関連からみた学習指導要領の区分

(出所 筆者作成)

| 期             | 学習指導要領 |
|---------------|--------|
| 先・美術館・博物館活用期  | 昭和22年版 |
| 美術館・博物館活用提案期  | 昭和26年版 |
|               | 昭和33年版 |
| 学校と美術館・博物館隔絶期 | 昭和44年版 |
|               | 昭和52年版 |
|               | 平成元年版  |
| 美術館・博物館活用始動期  | 平成10年版 |
|               | 平成20年版 |

されておらず、美術館・博物館を活用した学習活動を位置づけるのは困難であった。

### ②美術館・博物館活用提案期

昭和 26 年版から美術館・博物館活用の記述がみられる。だが、参考資料としての掲載であり、日頃の学習活動での活用を意識した記述となっていない。

また、第 X 章では都市部と農漁村部の違いにふれ「都市は文化施設である各種の学校・博物館・図書館、各種の娯楽機関が備わっている」<sup>38)</sup>、「文化施設である各種の学校・博物館・図書館・各種の娯楽機関に恵まれていない。このため農・山・漁村の文化の中心は学校であるのが一般的である」<sup>39)</sup>の記述がある。都市部では美術館・博物館を活用した美術教育が可能となってきたが、地方の農漁村部ではそれが困難であったことを示唆している。このことから、全国的にみれば美術館・博物館を活用した中学校美術（図画工作）の授業が普及することは期待されていなかったことが分かる。

社会教育調査によると我が国の昭和30年度の美術館数は48館<sup>40)</sup>であった。平成23年度が452館<sup>41)</sup>であるのに比べると約10分の1となるので当時の美術館設置数は極めて少なかったといえる。加えて現在のように交通が至便ではなかったことも含めて考えると、昭和33年版の時期も実態としては昭和26年版当時と同じ状況であったといえる。

昭和26年版、昭和33年版当時、我が国の中学校美術の教育課程における美術館・博物館の活用は、実施可能な学校に対し提案する形で提示されたものである。

### ③学校と美術館・博物館隔絶期

昭和42年版から平成元年版まで美術館・博物館に関する記述がない。その背景として考えられるのは、全教科にわたり系統学習の影響を受ける中、美術の授業でも効率的な授業を目指していた。つまり、印刷技術の発達に伴い教科書、資料集に掲載された美術作品を活用することで学習のねらいを達成しようとしたことがある。また、学校数に対する美術館・博物館設置数の少なさ（物理的要因）もあるだろう。

さらに、美術館・博物館を活用するためには、事前の申請や打ち合わせが必要となる。学校の美術館・博物館活用に対する国や地方公共団体からの政策的、予算的支援が無い中では、教員は授業準備にかなりの労力が必要となる。中学校美術科教員にとって美術館・博物館を活用するのは困難な時期であった。

### ④美術館・博物館活用始動期

平成10年版では美術館・博物館等の施設や文化財の積極的活用が求められた。平成元年版までの系統学習から問題解決学習への回帰にともない、体験的な活動の充実も求められる。美術でも印刷や映像でなく本物の美術作品の鑑賞体験が必要とされてのことといえよう。

平成11年度になると全国の美術館・博物館数が美術館353館、博物館数1045館<sup>42)</sup>となった。美術館・博物館が都市部だけでなく地方にも多数設置され、それらの活用が物理的に容易になってきたことも背景にあるのではないだろうか。

平成20年版では、美術館・博物館の積極的活用がよりいっそう求められている。それは、平成18年に改正された教育基本法第十二条二項に「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」<sup>43)</sup>と規定されたことが影響している。近年、美術館・博物館では義務教育学校在学児童・生徒の観覧料免除の処置がとられたり、中学校に対し美術教育普及のための働きかけ（アウトリーチ）が盛んに行われたりする動きがでてきた。法的根拠が整い、公的支援も行われるようになったことで中学校は美術館・博物館を活用した授業が実現しやすくなった。

しかし、全ての中学校が美術館・博物館を活用した教育活動が展開できているとはいえず、さらなる普及のためには多くの課題が残されている。

### (3) 今後の方向性

「地域との関連」、「美術館・博物館との関連」を視点とし、学習指導要領における中学校と地域の連携の変遷を眺めてきた。ここで明らかになったのは、学校と地域の連携に関する大きな流れが学校、地域、美術館・博物館それぞれが離れた立ち位置で個別に生徒の教育を担おうとしていたものから、お互いの強みを生かし連携・協力しながら生徒の教育を担う動きへとシフトしてきているということである。これは平成 18 年改正・教育基本法の影響が大きいといえよう。法的なしばりが生じたと捉えることもできるが、教員が法的根拠をもとに地域、美術館・博物館との連携・協力を働きかけることができるようになったと捉えることも可能である。確実に言えるのは、中学校が地域や美術館・博物館を活用しやすい環境が整ったということである。交通網、情報網が発達しグローバル化した現代、物質的豊かさだけでなく心の豊かさも求められる。そのためには人と人が直に接することのできる場（地域）で培わなければならない感性、或はその地域でしか培えない感性があるはずである。

今後、中学校、地域、美術館・博物館による連携の輪を広げていくためには何が必要であろうか。1996 年 4 月 24 日の生涯学習審議会による答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」では以下の小・中・高等学校を対象とした提言が投げかけられた。

社会人の学校教育への登用を可能とする特別非常勤講師制度の積極的な活用や、公民館や博物館などの社会教育施設において学校教育に即した事業を実施するなど、小・中・高等学校においては地域社会のもつ教育力の活用が望まれる。また、PTA 活動の活性化を図るため、父親や職業を持つ人が積極的に参加できるよう、活動の時間や場所について見直すことも必要<sup>44)</sup>

学校に求められているのは地域住民や社会教育施設などの活用の可能性を探ることと、学校に協力しやすい環境を整えることである。

同答申には社会教育・文化・スポーツ施設を対象とした次の文言も出された。

社会教育・文化・スポーツ施設においては、施設間の広域的な連携や情報化・マルチメディア化への積極的な対応を通して多様で総合的な学習機会を提供することが期待される。学校教育と社会教育は、学習の場や活動など、両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうという「学社融合」の考え方にたって、取り組みを行うことが求められる。学校週 5 日制の実施を契機に、地域社会における学校外教育活動充実の拠点となるこれらの施設には大きな期待が寄せられており、子どもたちの利用に配慮した活動が行われることが必要。また、子どもたちの健全育成のための地域ぐるみの活動の展開が必要。このため、社会人が地域社会や家庭で活動・生活する

ためのゆとりをもたらすよう、企業が具体的な対応をとることが求められる<sup>45)</sup>（下線筆者加筆）

社会教育・文化・スポーツ施設に求められるのは、学校の教育活動を意識した事業と地域を巻き込んだ事業を展開することである。また「学社融合」が意味するのは、下線部にあるように学校と社会教育施設等が共有可能な教育（事業）目標や手だてを探りながら協力することである。

地域、美術館・博物館が学校と連携・協力することで地域住民のみならず、活動に関わる者が自分たちの地域や組織が改善されていくのを実感できることで、組織と組織間の協力関係に持続性が生まれるとともに、活動の広がりや深まりが生じるのが期待できるといえよう。

#### 4. おわりに

最後に中学校美術と地域が連携した美術教育を展開していくにあたっての課題に触れ、本稿のまとめとする。

昭和33年版まで、文部省の検定を経た教科書が存在しなかった。中学校の教育課程は教育現場の裁量が大きく、当然のことながら中学校の美術科も現場の裁量に任されていた。したがって、全国各地では多様な授業が展開されていたことが予想される。多くの事例はみつからないかもしれないが、それらの中には地域の教育資源を活用した題材があった可能性がある。教科書の検定がなかった時代の実践を調査することで、現代の中学校美術教育に示唆を与えてくれるものが存在するかもしれない。調査方法として、学制改革直後に開校した中学校が保管している文献等の調査や昭和20年代に中学生だった方へのさらなる聞き取り調査が考えられる。今後は校舎改築等に伴う資料の破棄、散逸がさらに進むとともに、当時の中学生の高齢化に伴い聞き取り調査が困難になっていくことが予想される。したがって、これらの調査は急務を要するといえよう。また、明治期以降の美術教育や諸外国における地域の教育資源を活用した事例も確認するなど、先人の足跡をたどることで歴史的研究がより充実する。

中学校と地域が連携する上で最も困難なことは、システム構築の段階である。地域により、人的・物的・情動的資源に違いがあるため、他地域の事例がそのままの中学校に対しても汎用性があるとは限らない。他地域の事例を参考としつつも、各中学校の美術教員が主体的に制度設計する必要がある。日々生徒たちと接する中学校美術科教員がイニシアチブを取り、関係組織と連絡を密に取りながら、企画・運営を進めることが求められる。

地域と連携した中学校美術教育の活動が始まって見えて来る課題もあるだろう。今後は、中学校美術における地域連携のシステム構築を目指し実践を通して成果と課題を整理する必要がある。

## <注>

- 1) 葉山正行「昭和22年版『学習指導要領』図画工作編（試案）作成経緯についての考察」『美術科研究5巻』大阪教育大学・美術学科 2008。
- 2) 杉浦宏編『日本の戦後教育とデューイ』第2刷 世界思想社 2004、p.220。
- 3) 国立政策研究所『教育課程の改善の方針、各教科等の目標、評価の観点等の変遷 — 教育課程審議会答申、学習指導要領、指導要録(昭和22年～平成15年)—』 2005、p.16。
- 4) 文部科学省 HP。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/idea/1304378.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304378.htm) 2014.8.2 閲覧。
- 5) 文部科学省 HP。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/) 2014.8.2 閲覧。
- 6) 昭和22年版、第十四章、単元四、図案（二）教材例。
- 7) 同年版、同章、単元十（二）、2。
- 8) 昭和26年版、第I章、第2節、1。
- 9) 同年版、第I章、第2節、2。
- 10) 同年版、同章、同節、2、1。
- 11) 同年版、同章、同節、2、1、(1)。
- 12) 同年版、同章、同節、2、1、(3)。
- 13) 同年版、第II章、第1節、1、(3)。
- 14) 同年版、同章、同節、2、1、(2)。
- 15) 同年版、同章、同節、2、2、(6)、〔指導内容〕「生活図案」第3学年。
- 16) 同上。
- 17) 同年版、同章、同節、3、2、(4)、〔指導内容〕「地域社会の生活に必要な配置配合」、第3学年。
- 18) 同上。
- 19) 同上。
- 20) 昭和33年版、第2章、第6節、第2、〔第3学年〕、1、(4)。
- 21) 同年版、同章、同節、同項、〔第3学年〕、2、A表現、(美術的デザイン)、(2)。
- 22) 同年版、同章、同節、同項、〔第3学年〕、3、(6)。
- 23) 昭和44年版、第2章、第6節、第2、〔第2学年〕、2、B鑑賞、(2)、イ。
- 24) 平成元年版、第2章、第6節、第3、2、(1)。
- 25) 平成10年版、第2章、第6節、第2〔第2学年及び第3学年〕、2、(2)、エ。
- 26) 同年版、同章、同節、第3、2、(4)。
- 27) 同年版、同章、同節、第3、5。
- 28) 平成20年版、第2章、第6節、第2〔第1学年〕、2、(1)、イ。
- 29) 同年版、同章、同節、第2〔第2学年及び第3学年〕2、(1)、イ。
- 30) 同年版、同章、同節、第3、2、(1)、エ。
- 31) 昭和26年版、第XII章、第2節、8。
- 32) 昭和33年版、第2章、第6節、第3、9。
- 33) 昭和44年版、第2章、第6節、第3、3、(5)。
- 34) 平成元年版、第2章、第6節、第3、4。
- 35) 平成10年版、第2章、第6節、第3、2、(5)。
- 36) 平成20年版、第2章、第6節、第3、2、(2)。
- 37) 文部科学省 HP。  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2011/08/05/1295041\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/05/1295041_1.pdf)  
2014.8.15 閲覧。
- 38) 同年版、第X章、第5節、1、2)。
- 39) 同上。
- 40) 文部科学省 平成23年度社会教育調査表1－2種類別博物館数の推移より。
- 41) 同上。
- 42) 同上。
- 43) 平成18年改正教育基本法第十二条の2。
- 44) 文部科学省 HP 2014.10.13 閲覧。
- 45) 同上。

主指導教員（雲尾周准教授）、副指導教員（佐藤哲夫教授・柳沼宏寿教授）